

※お申込み前に必ず一読・確認の上お申し込みください

この書面は、旅行契約が成立した場合は契約書面の一部となります。

1. ツアー代金について

表示はそれぞれの機関提供のスペシャル割引料金(席数・部屋数限定の特別料金)で手配した場合の料金です。手配時の空席状況によっては表示料金では手配ができない場合もございます。追加料金が発生する場合は、手配を開始する前に追加額をご案内し、そのまま手配を進めても良いかご確認させていただきます。特に1ヶ月前以降はお席の空き状況が厳しくなり、結果的に追加料金が発生してしまう可能性が高くなります。お早目のお申し込みをお勧めいたします。

2. 国内線移動、水上飛行機移動を含むツアー手配について

*航空券の手配を含みますので、お申し込み時はパスポートのコピーをお送りください。航空券予約後、参加者名義の変更は一切出来ません。

*機内での飲み物、お食事は含まれません。

3. お持ちいただける荷物について

※条件は予告なしに変更される場合があります。

*機内持ち込み

国内線搭乗時はお1人最大5kgお荷物(高さ、幅、奥行き合計の長さが115cmの荷物1個、または高さ、幅、奥行き合計の長さが105cmまでの荷物2個など)まで機内にお持ち頂けます。

*お預け荷物(チェックバゲージ)

お1人20kgまでのお預け荷物1個(高さ、幅、奥行き合計の長さが140cm以内)をお預けいただけます。20kgを超える重さのお荷物は、規定の追加料金が発生しますので、空港でお支払いください。ただし、重さが32kgを超えるお荷物はお預けできません。

4. ツアー参加日当日の国内線・水上飛行機チェックイン、搭乗について

*国内線搭乗の際には、出発時間の遅くとも1時間半前までに空港にてチェックインをお済ませ下さい。(出発時刻の1時間前を過ぎるとカウンターが閉まります。)出発の2時間前には空港に着いていることをお勧めします。空港には時間に余裕を持ってお越し下さい。

*出発時間の約20分前から搭乗が始まります。

5. ゲストハウスご滞在中について

*ご滞在中のスケジュールをゲストハウスのスタッフに伝えておりますが、念のため、前日に翌日のスケジュール(アクティビティやお食事が入っている場合)をスタッフにご確認をお願い致します。

*ツアーによっては特典として、シュノーケルセットの無料貸出があります。その際、チェックイン時にシュノーケルセット(マスク、シュノーケル、フィン)が準備されていない場合、スタッフにお申し付けください。ご出発日まで返却せずにお使い頂けます。

*ゲストハウス内のWi-Fiは無料でご利用頂けます。パスワードはゲストハウスにてご確認ください。(電波が弱い、またはつながらない場合もありますのでご了承ください。)

*モルディブの海は急に流れが速くなるポイントが多くあります。シュノーケルの際はライフジャケットの着用を強くお勧め致します。ゲストハウスのスタッフにお申し付けください。

*お食事はモルディブ家庭料理です。カレーとシンプルな魚料理がメインです。特にリクエストがある場合(ロブスターやマグロステーキなど)

事前にご相談ください。

*アクティビティご参加の際は、ご自身でタオルや十分な飲み物などを持っていくようにしましょう。

*アクティビティの催行は天候等に左右されます。天候や諸事情により催行出来ない事もございます。その場合は、同日中に催行できる状態になってから、もしくは翌日以降の催行になります。ツアーにあらかじめ含まれているアクティビティに関しては、ご滞在中に催行が出来なかった場合でも代金の返金はございませんのでご了承下さい。(ツアーにあらかじめ含まれないアクティビティをお申込みの際の規定は3項をご覧ください。)

*マリンスポーツは危険を伴いますので、ご参加前に十分ご考慮下さい。

モルディブご到着時にツアー参加同意書の確認と署名をお願い致します。心臓・呼吸器系に疾患をお持ちの方、妊娠中の方、当日体調が優れない方にはお勧め致しません。

なお、“ツアーガイド同行あり”以外のツアーには弊社のガイドは同行致しません。お困りの際は、ご到着時にお渡しする緊急連絡先へご連絡ください。

6. ツアーにあらかじめ含まれない、アクティビティお申込みについて

*ゲストハウスにてシュノーケルツアーなどアクティビティのお申込みができますが(その際はUS\$にて直接ゲストハウスへお支払いとなります。お釣りは現地通貨となります)、船の台数に限りがありますため、なるべくご出発前の御予約をお勧め致します。

*悪天候・その他の突発的な理由で催行されなかった場合、アクティビティ料金は全額返金致します。

(ただし、あらかじめパッケージに含まれているアクティビティに関しては、天候・その他理由・お客様の不参加で催行できなかった場合の返金はありません。ご了承ください。)

7. 変更手数料

※変更手数料を支払うことでご変更いただけるのは以下の項目になります。

参加日の変更(モルディブ国内線、水上飛行機、チャーターボートの御利用を含むツアーを除く。5項参照)

人数の増加

参加者名の変更(モルディブ国内線、水上飛行機、チャーターボートの御利用を含むツアーを除く。5項参照。)

お迎え場所/滞在ホテルの変更

ツアー代金が減額しないプランの変更

・参加日の変更

予約後～参加日の8日前まで:モルディブ国内移動部分が元の予約より高い料金でしか手配出来ない場合は運賃の差額+予約1件につき手配料7,020円(1回の変更につき1名あたり)

参加日の7日前以降:モルディブ国内移動部分が元の予約より高い料金でしか手配出来ない場合は運賃の差額+予約1件につき手

配料 10,800 円(1 回の変更につき 1 名あたり)

※日程変更後の料金が最初の予約より安く販売されている場合も差額の返金はございません。予めご了承下さい。

8. キャンセル規定

ご予約後、キャンセルの場合は以下の取消料が発生します。

※以下の場合に変更ではなく、キャンセル扱いとなります。

人数の減少(減少分がキャンセル規定の対象となります)

他のツアーへの変更

参加日の変更(モルディブ国内線、水上飛行機、チャーターボートを含むツアーの場合)

参加者名の変更やスペルミスの訂正(モルディブ国内線、水上飛行機、チャーターボートを含むツアーの場合)

ツアー料金が減額した場合(減額分がキャンセル規定の対象となります)

オプションの取り消し

1)モルディブ国内線、水上飛行機、チャーターボートご利用のツアーの場合

・予約後、参加日の 8 日前まで: モルディブ国内移動費分 および 手数料 US\$10,800 円/1 名あたり

・参加日の 7 日前以降: ツアー代金全額

※モルディブ国内移動費分はツアーによって異なりますのでご確認ください。目安としてはツアー料金の 30%~50%ほどです。

※モルディブ国内線、水上飛行機に関しては予約後のキャンセル・変更は返金がございます。

2)モルディブ国内線、水上飛行機を伴わないツアーの場合

※下記は例です。ツアーによってキャンセル料規定は異なります。お申込み前にご案内致しますので、ご確認ください。

・ご参加日の 20 日前から 8 日前まで: ツアー料金の 20%

・ご参加日の 7 日前から 4 日前まで: ツアー代金の 50%

・ご参加日の 3 日前から当日、不参加: ツアー代金の 100%

※キャンセル料=旅行代金 x パーセンテージ

※平日の 15:00(日本時間)以降および金・土、モルディブの祝日のご連絡は、翌営業日受付扱いとなります。

※ツアーによってはお名前の変更や参加日の変更もキャンセル扱いとなる場合がございます。予めご了承ください。

9. 予約後のフライトスケジュール・ボートスケジュールの変更・欠航

モルディブ国内では各交通機関会社の現地事情や、天候、ストライキなどによって、スケジュールの変更・欠航の場合もございます。その際は分かり次第お客様へご連絡致しますが、直前に発生する場合もございます。お申込み時に、ご出発前まで連絡可能な携帯電話や現地でも使用可能な携帯電話など、すぐに連絡がとれるご連絡先をご入力ください。

理由の如何に関わらず、各交通機関の遅延・欠航(運行停止)が原因で生じる如何なるコスト、費用、損失又は損害に対しても S&Y Tours and Travel は責任を負いません。予めご了承ください。当日もしくは翌日に利用可能な代替便の手配をお手伝い致します。その際の費用はお客様のご負担となりますのでご了承ください。

なお、モルディブにいらっしゃる際の国際線のフライトの遅延や欠航、体調不良など、お客様の不可抗力による不参加の場合もキャンセル料が発生します。十分考慮すべき事由がある場合は弊社からも催行会社に交渉させていただきますが、最終的な判断は催行会社に委ねることとなり、一切の返金が出来ない場合もございます。

予期せぬ事態に備えて、航空機遅延費用等をカバーする海外旅行保

険のご加入をお勧めいたします。

10. 弊社免責事項

※ご参加者名、モルディブ到着日・出発日において、お客様ご入力情報と弊社が手配した内容に相違がある場合は、手配ミスとして弊社の責任といたしますが、それ以外の事由により生じた損害に関しましては弊社は一切の責任を負いません。予めご了承ください。

※お客様のご入力情報が間違っていた場合も、弊社は責任を負いかねます。

※モルディブまでの国際線フライトの遅延や欠航によって、モルディブ国内での宿泊、送迎、国内移動(国内線、水上飛行機含)、アクティビティをご利用いただけなくなったとしても、航空会社および弊社では一切の補償・補填は致しかねます。また理由の如何に関わらず、フライトの遅延・欠航(運行停止)が原因で生じる如何なるコスト、費用、損失又は損害に対しても責任を負いません。予めご了承ください。

※弊社からの返金に際して為替差益、差損が発生した場合でも弊社がその差額を補填することは致しかねますので予めご了承ください。

※モルディブ国内旅行損害賠償保険という概念が存在しておりません、従いまして弊社では傷害・疾病治療費など旅先での不慮の事故に対する保険責任は負いかねます。お客様ご自身で必ずご旅行前には海外旅行保険のご加入をお願い致します。

※賠償義務者がモルディブ国内の現地運送機関、宿泊機関などである場合、賠償を取り付けるのは容易でない場合があります。現地旅行会社においても日本との物価の相違により賠償能力が非常に低いのが現状です。

11. 精算方法

キャンセルの際はお預かりした金額からキャンセル料/手数料を差し引いた額をお申込みの際にご利用頂いた支払い方法にて返金いたします。

*銀行振込みでのお支払い:ご指定の銀行口座にご返金(お客様のご都合でのキャンセルの際、送金手数料その他モルディブ側で発生する税金諸々はお客様の負担となります。)

*現金でのお支払い:現金でのご返金(モルディブ国内のみ)

旅行業法第12条の4による旅行条件説明書面

この書面は、旅行契約が成立した場合は契約書面の一部となります。

グラージュ株式会社

〒460-0013 愛知県名古屋市中区上前津 2-1-24 丸富ビル4階

愛知県知事登録旅行業 第3-1276号

旅行業務取扱管理者: 松岡正城 杉浦克彦 鈴木めぐみ

電話: 052-324-8299 E-Mail: info@glage.jp

外務員氏名:

1. 手配旅行契約

「手配旅行契約」(以下単に「契約」といいます。)とは、当社が、お客様の委託により、お客様のために代理、媒介又は取次をすることなどにより旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように手配することを引き受ける契約をいいます。

2. 旅行代金

- (1) 「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用・当社所定の旅行業務取扱料金(変更手続き料金及び取消手続き料金を除きます。)をいいます。旅行業務取扱料金は旅行費用総額の30%以内を申し受けます
- (2) 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって満員、休業、条件不相当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供する契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、お客様は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金(以下「取扱料金」といいます。)を支払わなければなりません。

3. 旅行のお申込と契約の成立時期

- (1) 契約を申し込もうとする旅行者は、当社所定の申込書に記入の上、所定の申込金とともに、当社に提出していただきます。
- ★お申込時にはご旅行に使用されるパスポートに記載されている通りのローマ字氏名をお申し出ください。お客様が氏名を誤って報告された場合は、航空券の予約取り直し「登録した氏名の変更は一切できません」、(当該クラス空席状況により運賃の大幅変更もあり得ます、その場合差額をご案内いたします)1文字違っても本人とは見なされず、当日航空機の搭乗ができません。航空券の発行替え、関係する機関への氏名変更が必要となります。尚、運送、宿泊機関の事情により変更ができず、また、変更後運賃に差額がある場合お支払いいただけない場合は旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には第9条の当社所定の取消料をいただきます。
- (2) 契約は、当社が契約の締結を承諾し、前(1)号の申込金を受理した時に成立します。
- (3) 当社は、書面による特約をもって、申込金の支払を受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合、契約の成立時期は、契約書面に記載します。
- (4) 当社は電話、郵便、FAX、EメールおよびSMSによる旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社が契約の締結を承諾した日の翌日から起算して3日以内にお申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社はお申込みはなかったものとして取り扱います。
- (5) 旅行契約は、電話郵便、FAX、EメールおよびSMSによるお申込の場合、本項(4)により申込金を当社らが受領したときに成立いたします。
- (6) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (7) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (8) (1)号の申込金は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払う金銭の一部として取扱います。
- (9) 当社は(1)号の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする契約であって旅行代金と引き換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。この場合において、契約は当社が契約の締結を承諾したときに成立するものとします。

4. お申込条件

妊娠中の方、高齢の方、慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっている方、障害をおもちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社はお客様からお申し出が無く運送又は宿泊機関のサービスをご利用できなくてもその責任を負いません。

5. 契約書面のお渡し

当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面は、本旅行条件書、旅行引受書(回答書面)、日程表、旅行代金見積書、請求書等により構成されます。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しするときは、当該書面をお渡ししないことがあります。

6. 旅行代金のお支払いと額の変更

- (1) 旅行代金(旅行費用ならびに当社の取扱料金をいいます。)は契約書面に記載した日までにお支払いください。
- (2) 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。
- (3) 社は、実際に要した旅行代金と收受した旅行代金が合致しない場合は、旅行終了後速やかに旅行代金を精算します。

7. 渡航手続き(旅券・査証について)

現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身の責任で行っていただきます。ただし、当社は、渡航手続代行契約により、所定の料金を申し受け、渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてもその責任を負いません。

8. 契約内容の変更

お客様から当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合当社は旅行代金を変更することがあります。また、次の料金を申し受けます。

- (1) お客様から契約内容の変更の申し出があったときは、変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料、違約料(すでに航空券を発券している場合の払戻手数料を含みます。)
- (2) 当社所定の変更手続き料金を支払わなければなりません。また、当該契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少はお客様に帰属するものとします。

9. 契約の解除

- (1) お客様は、いつでも契約の全部又は一部を解除することができます。お客様が契約を解除するときは、以下の料金を申し受けます。契約解除のお申し出は、当社営業時間内にお受けします。(月曜日から金曜日の 10:00-18:00、日曜日、祝祭日はお休みです)
- ① お客様がすでに受けた旅行サービスの対価、または未だ提供を受けていない旅行サービスにかかる取消料、違約料等の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用(すでに航空券を発券している場合の払戻手数料を含みます。)
- ② 見積書・契約書面(回答書)に記載の取消料。
- ③ 見積書・契約書面(回答書)に記載の当社が得るはずであった取扱料金
- (2) 当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となったときは、契約を解除することができます。このとき、旅行開始後に契約が解除されたときは、当社は、お客様が既に提供を受けた旅行サービスにかかる費用をお支払いいただきます。この場合において、当社は收受した旅行代金からお客様が提供を受けた旅行サービスにかかる費用を控除して払い戻します。

10. 当社による契約の解除

- (1) 当社は、お客様が第6項(1)に規定する期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は契約を解除することがあります。このときはお客様に次の料金をお支払いいただきます。
- ① お客様がすでに受けた旅行サービスの対価、または未だ提供を受けてい

ない旅行サービスにかかる取消料、違約料等の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用(すでに航空券を発売している場合の払戻手数料を含みます。)

- ② 見積書・契約書(回答書)に記載の取消手数料金。
- ③ 見積書・契約書(回答書)に記載の当社が得るはずであった取扱料金

11. 旅行代金の変更

旅行開始前において、運送機関等の運賃・料金の改訂、その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、旅行代金を変更することがあります。

12. 旅行代金の精算

- (1) 当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金とが合致しない場合には、旅行終了後に速やかに精算いたします。
- (2) 精算旅行代金が旅行代金として既に収受した金額を超えるときは、お客様は当社に対し、その差額を支払わなければなりません。
- (3) 精算旅行代金が旅行代金として既に収受した金額に満たないときは、当社はお客様にその差額を支払います。

13. 団体グループ手配

当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者(以下「構成員」といいます。)がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。)を定めて申し込んだ契約については、以下により取り扱うものとします。

- (1) 当社は、旅行者が定めた契約責任者が構成員の契約の締結に関する一切の権限を有しているものとみなして当該契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。契約責任者が旅行に同行しない場合、旅行開始後は、契約責任者が選任した引率責任者を契約責任者とみなします。
- (2) 当社は、申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合、契約の成立時期は契約責任者に交付する契約書面に記載します。
- (3) 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務について何らの責任を負うものではありません。
- (4) 契約が締結された場合は、契約責任者は当社が定める日までに構成員の人数を通知し又は名簿を当社に提出しなければなりません。
- (5) 当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成員に帰属するものとします。
- (6) 当社は、契約責任者からの求めにより所定の添乗サービス料金を申し受けたくて、添乗サービスを提供することがあります。添乗サービスを提供する場合の添乗員のサービスの内容は、原則として旅行日程上団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。また、添乗員の業務時間帯は、原則として8時から20時までとします。

14. 当社の責任及び免責

- (1) 当社は、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失により旅行者に損害を与えたときはその損害を賠償する責に任じます。但し損害発生の日から起算して2年以内に当社に通知があった場合に限りです。
- (2) 当社の責任の範囲は、第1項に記載した手配行為に限定されます。次のような場合は、原則として責を負いません。
 - ① 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
 - ② 運送・宿泊機関等の事故若しくは火災により発生する損害。
 - ③ 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止。
 - ④ 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止。
 - ⑤ 自由行動中の事故 ⑥ 食中毒 ⑦ 盗難
 - ⑧ 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更・経路変更など又はこれらのために生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮、船舶、鉄道、航空機等の乗り遅れ。* 但し、(2)の場合責任は負いかねませんが、当初の日程に従ったサービスが受けられますよう手配努力いたします。また、変更手配に係わる費用は別途必要経費をいただきます。
- (3) 当社は、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に当社に通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。
- (4) 航空運送約款または航空会社の定めにより日程上実際に利用できない複数予約(重複予約)をお持ちの場合、航空会社で予約が取り消されても当社は責任を負いません。

15. お客様の責任

- (1) 当社は、お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為により当社が損害を被ったときは、お客様はその損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

16. 海外危険情報について

渡航先によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。その場合お申込の際に海外危険情報に関する書面をお渡しいたします。また、「外務省海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>」でもご確認ください。

17. 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ：<http://www.forth.go.jp/>」でご確認ください。

18. 海外旅行傷害保険について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。必ずご加入のうえご出発ください。海外旅行保険についてはお問い合わせください。

19. 個人情報の取り扱いについて

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申しいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。※このほか、当社は①会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成に旅行者の個人情報を利用していただくことがあります。

20. その他

- (1) お客様が個人的な案内・買物等を現地係員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内しますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。免税払戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご用意いただき、その手続きは、土産店・空港等でご確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。ワシントン条約や国内諸法令により日本への持込が禁止されている品物がございますので、ご購入には充分ご注意ください。
- (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4) お申込航空運賃種類により事前座席指定ができるもの、できないものがございます。また指定ができる運賃種類についても並び席を確約するものではありません。
- (5) ご利用いただく航空機が普通運賃(ノーマル)以外の運賃をご利用の場合、E チケットに記載された往復利用が条件となっています。お客様の都合により復路便に搭乗されなかった場合には、航空会社の運賃条件・規則に基づき、片道普通(ノーマル)運賃等を請求させていただくことがあります。

21. 約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は当社の旅行業約款(手配旅行契約の部)に定めるところによります。

22. 旅行条件の基準日

この旅行条件は、ご旅行代金見積書で記載された年月日現在の運賃、料金を基準としています。

旅行業約款 〈手配旅行契約の部〉

● 第1章 総則 ●

(適用範囲)

第1条	-1	当社が旅行者との間で締結する手配旅行契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。
	-2	当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

(用語の定義)

第2条	-1	この約款で「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
	-2	この約款で「国内旅行」とは、本邦内のみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。
	-3	この約款で「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金(変更手続料金及び取消手続料金を除きます。)をいいます。
	-4	この部で「通信契約」とは、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申込みを受けて締結する手配旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき日に、別に別に定める提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ旅行代金等を第十六条第二項又は第五項に定める方法により支払うことを内容とする手配旅行契約をいいます。
	-5	この部で「電子承諾通知」とは、契約の申込みに対する承諾の通知であって、情報通信の技術を利用する方法のうち当社が使用する電子計算機、ファクシミリ装置、テレックス又は電話機(以下「電子計算機等」といいます。)と旅行者が使用する電子計算機等とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法により行うものをいいます。
	-6	この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

(手配債務の終了)

第3条	-1	当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不相当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金(以下「取扱料金」といいます。)を支払わなければならないません。通信契約を締結した場合においては、カード利用日は、当社が運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった旨、旅行者に通知した日とします。
-----	----	--

(手配代行者)

第4条	-1	当社は、手配旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。
-----	----	---

● 第2章 契約の成立 ●

(契約の申込み)

第5条	-1	当社と手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。
	-2	当社と通信契約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員番号及び依頼しようとする旅行サービスの内容を当社に通知しなければなりません。
	-3	第1項の申込金は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。

(契約締結の拒否)

第6条	-1	当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。
	1)	当社の業務上の都合があるとき。
	2)	通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。

(契約の成立時期)

第7条	-1	手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第五条第一項の申込金を受理した時に成立するものとします。
-----	----	---

	-2	通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が第五条第二項の申込みを承諾する旨の通知を發した時に成立するものとします。ただし、当該契約において電子承諾通知を發する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。
--	----	---

(契約成立の特則)

第8条	-1	当社は、第五条第一項の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。
	-2	前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。

(乗車券及び宿泊券等の特則)

第9条	-1	当社は、第五条第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする手配旅行契約であって旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。
	-2	前項の場合において、手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

(契約書面)

第10条	-1	当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。
	-2	前項本文の契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。

(情報通信の技術を利用する方法)

第11条	-1	当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、手配旅行契約を締結しようとする旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面又は契約書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」といいます。)を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。
	-2	前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル(専ら当該旅行者の用に供するものに限り)に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

● 第3章 契約の変更及び解除 ●

(契約内容の変更)

第12条	-1	旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。
	-2	前項の旅行者の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更に必要な費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の変更手続料金を支払わなければならない。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとします。

(旅行者による任意解除)

第13条	-1	旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。
	-2	前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に旅行者が提供を受けた旅行サービスの対価として、又ははまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければならない。

(旅行者の責に帰すべき事由による解除)

第14条	-1	当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することができます。
	1)	旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わないとき。
	2)	通信契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。

	-2	前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければならないものとします。
--	----	---

(当社の責に帰すべき事由による解除)

第15条	-1	旅行者は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能になったときは、手配旅行契約を解除することができます。
	-2	前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、当社は、旅行者が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に收受した旅行代金を旅行者に払い戻します。
	-3	前項の規定は、旅行者の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

● 第4章 旅行代金 ●
(旅行代金)

第16条	-1	旅行者は、旅行開始前の当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払わなければならないものとします。
	-2	通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日とします。
	-3	当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。
	-4	前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。
	-5	当社は、旅行者と通信契約を締結した場合であって、第三章又は第四章の規定により旅行者が負担すべき費用等が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして当該費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。ただし、第十四条第一項第二号の規定により当社が手配旅行契約を解除した場合は、旅行者は、当社の定める期日までに、当社の定める支払方法により、旅行者が当社に支払うべき費用等を支払わなければならないものとします。

(旅行代金の精算)

第17条	-1	当社は、当社が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用で旅行者の負担に帰すべきもの及び取扱料金(以下「精算旅行代金」といいます。)と旅行代金として既に收受した金額とが合致しない場合において、旅行終了後、次項及び第三項に定めるところにより速やかに旅行代金の精算をします。
	-2	精算旅行代金が旅行代金として既に收受した金額を超えるときは、旅行者は、当社に対し、その差額を支払わなければならないものとします。
	-3	精算旅行代金が旅行代金として既に收受した金額に満たないときは、当社は、旅行者にその差額を払い戻します。

● 第5章 団体・グループ手配 ●
(団体・グループ手配)

第18条	-1	当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。)を定めて申し込んだ手配旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。
------	----	---

(契約責任者)

第19条	-1	当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下「構成者」といいます。)の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引及び第二十二条第一項の業務は、当該契約責任者との間で行います。
	-2	契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出し、又は人数を当社に通知しなければならないものとします。
	-3	当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
	-4	当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

(契約成立の特則)

第20条	-1	当社は、契約責任者と手配旅行契約を締結する場合において、第五条第一項の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾することがあります。
	-2	前項の規定に基づき申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約を締結する場合には、当社は、契約責任者にその旨を記載した書面を交付するものとし、手配旅行契約は、当社が当該書面を交付した時に成立するものとします。

(構成者の変更)

第21条	-1	当社は、契約責任者から構成者の変更の申出があったときは、可能な限りこれに応じます。
	-2	前項の変更によって生じる旅行代金の増加又は減少及び当該変更に要する費用は、構成者に帰属するものとします。

(添乗サービス)

第22条	-1	当社は、契約責任者からの求めにより、団体・グループに添乗員を同行させ、添乗サービスを提供することがあります。
	-2	添乗員が行う添乗サービスの内容は、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。
	-3	添乗員が添乗サービスを提供する時間帯は、原則として、八時から二十時までとします。
	-4	当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければならないものとします。

● 第6章 責任 ●
(当社の責任)

第23条	-1	当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第四条の規定に基づいて手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます。)が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して二年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
	-2	旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
	-3	当社は、手荷物について生じた第一項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては十四日以内に、海外旅行にあっては二十一日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者一名につき十五万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

(旅行者の責任)

第24条	-1	旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければならないものとします。
	-2	旅行者は、手配旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の手配旅行契約の内容について理解するよう努めなければならないものとします。
	-3	旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたらと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならないものとします。

● 第7章 営業保証金 ●
(営業保証金)

第32条	-1	当社と手配旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、当社が旅行業法第7条第一項の規定に基づいて供託している営業保証金から300万円に達するまで弁済を受けることができます。
	-2	当社が営業保証金を供託している供託所の名称及び所在地は、次の通りです。 一 名称 名古屋法務局本局 二 所在地 名古屋市中区丸の内2-2-1